

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 4号 作付変更届について
 - 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 阿 部 勝 峰

経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主任	長谷川義隆
経営基盤係 一般任用主事	味田佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時46分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

1番、山倉広委員、19番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

おはようございます。それでは、早速説明に入りたいと思いますが、着座にて説明させていただきます。

議第1号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと、併せておわびを申し上げます。お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の承認について（利用権）正誤表」を併せて御覧願います。

こちらの案件は、令和3年11月総会で御審議をいただきました案件です。451番は、利用権の再設定であります。再設定する農地のうち、朱書きについて記載漏れがありましたので、追加するものでございます。この後の議第1号と併せて御審議をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

16ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定39件、面積14万6,069.22平米、再

設定12件、面積6万7,467.91平米、合計では51件、面積21万3,537.13平米であります。

それでは、戻りまして、1ページの631番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

631番から8ページの655番までの25件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

631番は、袋地内の農地2筆、3,001平米。

632番は、鬼木地内の農地1筆、388平米。

633番は、鬼木地内の農地8筆、5,414.5平米。

2ページをお願いします。

634番は、茅原地内の農地1筆、2,999平米。

635番は、茅原地内の農地1筆、6,270平米。

636番は、荻堀地内の農地4筆、2,196平米。

637番は、長沢地内の農地1筆、1,929平米。

638番は、長沢地内の農地3筆、4,580平米。

639番は、下大浦地内の農地3筆、2,732平米。

640番は、曲谷地内の農地1筆、1,474平米。

641番は、月岡地内の農地4筆、2,007平米。

4ページをお願いします。

642番は、諏訪二丁目地内の農地1筆、119平米。

643番は、東大崎一丁目地内の農地1筆、1,031平米。

644番は、鬼木地内の農地3筆、4,998平米。

645番は、鬼木地内の農地1筆、3,300平米。

646番は、鬼木地内の農地1筆、2,443平米。

647番は、荒沢地内の農地2筆、2,102平米。

648番は、荒沢地内の農地2筆、1,808平米。

649番は、猪子場新田地内の農地5筆、4,839平米。

6ページをお願いします。

650番は、上須頃地内の農地2筆、2,042平米。

651番は、上須頃地内の農地3筆、1,047平米。

652番は、吉野屋地内の農地1筆、1,293平米。

653番は、曲谷地内の農地1筆、2,043平米。

654番は、中浦地内の農地21筆、1万970平米。

8ページをお願いします。

655番は、中島地内の農地10筆、1万9,264.91平米。

以上25件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の656番から12ページの669番までの14件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、656番から順に御説明いたします。

656番は、西中地内の農地1筆、1,315平米。

657番は、吉田地内の農地17筆、3,003.81平米。

658番は、笹岡地内の農地1筆、2,937平米。

659番は、原地内の農地3筆、1,935平米。

10ページをお願いします。

660番は、原地内の農地8筆、6,709平米。

661番は、新光地内の農地4筆、4,016平米。

662番は、石上三丁目地内の農地3筆、2,791平米。

663番は、石上三丁目地内ほかの農地3筆、2,024平米。

664番は、井栗地内ほかの農地5筆、1万631平米。

665番は、白山新田地内の農地1筆、4,574平米。

666番は、金子新田地内の農地1筆、2,965平米。

12ページをお願いします。

667番は、長沢地内の農地3筆、2,566平米。

668番は、駒込地内の農地8筆、5,675平米。

669番は、北五百川地内の農地4筆、4,637平米。

以上14件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次ページ、670番から16ページの681番までの12件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は私の隣に着席を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

改めまして、おはようございます。着座させていただきます。それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、1月25日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時56分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定39件、再設定12件、合計件数51件、面積21万3,537.13平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従

事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

20ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定10件、面積5万5,778.81平米、利用権移転4件、面積1万486.08平米、合計では14件、面積6万6,264.89平米であります。

17ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、西中地内の農地1筆、1,315平米。

2番は、吉田地内の農地17筆、3,003.81平米。

3番は、原地内ほかの農地12筆、1万1,581平米。

18ページをお願いします。

4番は、新光地内ほかの農地10筆、8,831平米。

5番は、井栗地内の農地4筆、7,792平米。

6番は、白山新田地内の農地1筆、2,839平米。

7番は、白山新田地内の農地1筆、4,574平米。

8番は、金子新田地内の農地1筆、2,965平米。

9番は、駒込地内ほかの農地11筆、8,241平米。

10番は、北五百川地内の農地4筆、4,637平米。

以上10件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。続きまして、利用権移転の案件について御説明いたします。

11番は、平成30年2月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の西中地内の農地2筆、631平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

12番は、平成30年2月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の金子新田地内の農地1筆、3,453平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

20ページをお願いします。

13番は、平成30年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の西中地内ほかの農地23筆、4,630.08平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

14番は、令和2年3月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の西中地内の農地4筆、1,772平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上4件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定10件、利用権移転4件、合計件数14件、面積6万6,264.89平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

21ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積5,234平米であります。

31番は、曲渕二丁目地内の農地1筆、1,031平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

32番は、上大浦地内の農地1筆、1,021平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

33番は、濁沢地内の農地2筆、2,974平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

34番は、原地内の農地2筆、208平米を譲受人が譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、合計件数4件、面積5,234平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

22ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積165平米であります。

19番は、大島地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大島病院南側20メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の92番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積165平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

24ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積2万7,396平米であります。

23ページにお戻りをお願いいたします。

92番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の19番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

93番は、興野三丁目地内の農地3筆、2,859平米を売買により取得し、宅地分譲地13区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR東三条駅北側550メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

94番は、荒町地内の農地2筆、1,483平米を売買により取得し、宅地分譲地7区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、体育文化会館北西150メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

95番は、曲渕三丁目地内の農地8筆、6,696平米を売買により取得し、宅地分譲地32区画、公園及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校北側350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

96番は、塚野目一丁目地内の農地2筆、2,002平米を売買により取得し、宅地分譲地8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、ハローワーク三条北側270メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24ページをお願いします。

97番は、北野新田地内の農地1筆、1,272平米を賃貸借権の設定により、新潟県発注の国道403号三条北道路農免道路ボックスカルバート工事に伴う仮設事務所1棟、駐車場10台及び資材置場の用地として、令和4年2月1日から令和5年3月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、第四中学校北東400メートル付近で、農振農用地区域内の農地ですが、県発注工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

98番は、安代地内の農地1筆、495平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、あいあい保育園北東200メートル付近で、500メートル以内

に2つの教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス及び下水道管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

99番は、安代地内の農地1筆、354平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、あいあい保育園北東200メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス及び下水道管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

100番は、南中地内の農地6筆、1万2,070平米を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和4年4月1日から令和5年12月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場西側450メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積2万7,396平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、95番及び100番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、95番及び100番を除く案件、合計7件については許可することとし、95番、100番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見につ

いて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』御説明いたします。

今回、三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区が重要変更2件、栄地区が重要変更1件、下田地区が重要変更1件の合計4件であります。

最初に、三条地区の重要変更について御説明いたします。

25ページを御覧願います。

1番は、申請者、井上真理子さんの案件であります。位置につきましては、26ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、東大崎一丁目366番2、登記地目は田、現況地目は畑で、面積495平米のうち333平米であります。既存敷地の2分の1以内の拡張を想定しての面積設定されたものでございます。変更理由は、現在申請者は申請地北側隣接地で飲食店を営んでいますが、駐車場の収容台数が少なく、県外からのマイカー、特に貸切りバスによる来店に対応した駐車スペース、安全に方向転換できる広さを確保した駐車場整備が必要となることから、申請地に駐車場を設置したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には十分な道路幅員に接し、かつ必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設と一体性が図れる、南側隣接地である当該地を選定されたものであります。現状は分筆されておりませんが、転用の段階で分筆されるものと考えております。施設の概要は、普通車8台、バス1台の駐車場となっております。

2番は、申請者、株式会社野島製作所の案件であります。位置につきましては、27ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、井栗一丁目丙55番ほか2筆、合計3筆で、登記地目は田、現況地目は田で、合計面積4,025平米です。申請者は、申請地南側で自動車のシートフレームや建築部材、電力部品等の製造業を営む事業所であります。変更理由は、外注している金型工場の機器の耐用年数が迫っており、工場の全面的な改修が必要となることを機に、金型部門を自社で新設することとし、工場新設に当たり、製品の移動ロスがなく、利便性を考慮した結果、現在の駐車場の一部に工場を建設することとしたものの、駐車スペースが不足するため、申請地に新たに駐車場を設置したいものであります。位置選定に当たり、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない、既存施設北側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、駐車場142台及び調整池ほかとなっております。

次に、栄地区の重要変更について御説明いたします。

28ページを御覧願います。

1番、申請者、鈴木弘さんの案件であります。位置につきましては、29ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、蔵内1870番ほか1筆、合計2筆で、登記地目は畑及び田、現況地目は田で、合計面積204平米です。農用地区域への編入を求める変更

で、変更理由は、農振農用地区域に含まれる申請地南側に隣接する田と申請地は現在一体で管理されており、申請者は、申請地を含む当該農地を一体であっせんにより所有権移転したいと考えていることから、編入したいとするものであります。

次に、下田地区の重要変更について御説明いたします。

30ページを御覧願います。

1番、申請者、皆川農機製造株式会社の案件であります。位置につきましては、31ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、下大浦1054番ほか4筆、合計5筆で、登記地目は田、現況地目は田、面積4,791平米であります。申請者は、申請地北側隣接地で各種産業用機械刃物、産業用機械部品の製造、販売を行っている事業所であります。変更理由は、生産品目が多様化し、機械設備の増設が必要となることから、既存の駐車場と申請地にかけて新たに工場1棟を建設したいものであります。位置選定に当たり、既存施設との一体性が図れ、周辺農地に影響の少ない、既存施設南側の当該地を選定されたものであります。施設の概要は、工場1棟、駐車場及び調整池等となっております。

以上4件です。説明を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積4,358平方メートル、栄地区で件数1件、面積204平方メートル、下田地区で件数1件、面積4,791平方メートル、合計件数4件、面積9,353平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

ありがとうございました。第2調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は私の隣に着席をお願いします。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

皆さん、おはようございます。農政対策部会からの報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

農政対策部会報告をいたします。11月の総会で付託を受けました『令和4年度農作業賃金・機械作業料金について』、12月27日開催の総会において、お手元に配付いたしました農政対策部会の原案に対し意見等の募集を行ったところ、作業賃金の下方修正や算定根拠の表示を求める意見がございましたが、本作業料金はあくまでも参考案であり、圃場条件により双方の話し合いで決めていただくよう記載しているところから、原案のとおり決定させていただきました。なお、今回いただいた意見は令和5年度の料金見直しでの検討事項として取り扱わせていただきます。

引き続きまして、お手元の令和3年三条市賃借料情報を御覧ください。こちらは、令和3年1月から令和3年12月までの1年間に締結された賃借契約をまとめたものであります。令和3年に利用権が設定された金納の平均単価は前年と比べて三条地区は1,000円、下田地区は800円下がっており、栄地区は700円上がっております。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言をいただきたいと思っております。ございませんでしょうか。

しばらくにして発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』はこれで終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

なお、ただいま賃貸借料、それから作業料金の報告については、「向日葵」に掲載したいと思っておりますので、どうか御理解願いたいと思っております。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会からのお願いです。農政対策部会は、2月28日午前9時半から厚生会館2階会議室で会議を開催したいと思いますので、関係委員はよろしくお願ひ申し上げます。

なお、案件につきましては令和4年度三条市農業委員会事業計画案についてでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は第1調査部会の当番でございます。2月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時半開会を予定しておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 1 番）

議事録署名委員（ 1 9 番）
